



2026年 8 月 7 日

各 位

会社名 株式会社クイック
代表者 代表取締役会長 川口 一郎
(コード番号：4318 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長兼経理部長
来島 健太
(TEL 06-6366-0919)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年 9 月18日
(2) 処分する株式の種類 および株式数	当社普通株式 455,300株 内 退職型譲渡制限付株式 16,500株 有期型譲渡制限付株式 438,800株
(3) 処分価額	1 株につき 775 円
(4) 処分価額の総額	352,857,500円
(5) 割当予定先	従業員528名 455,300株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、「人的資本投資」の一環として、従業員のワークエンゲージメントを高め、中長期的な企業価値の向上を図るためのインセンティブを付与するとともに、経営参画意識を醸成させることにより、当社の持続的な企業価値の向上に繋げることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員528名（以下「対象者」といいます。）に対して金銭債権合計352,857,500円については本自己株式処分として当社の普通株式455,300株（以下「本割当株式」といい、うち退職型譲渡制限付株式を「本割当株式（退職型）」、有期型譲渡制限付株式を「本割当株式（有期型）」）を付与することを決議いたしました。なお、本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026年 3 月31日時点）に占める割合は0.80%とその希薄化率は軽微であり、上記目的等に照らして合理的であると考えております。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本自己株式処分により当社

が割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者とは個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

ア．本割当株式（退職型）

対象者は、払込期日から対象者が当社または当社の子会社（以下、当社および当社の子会社を「当社グループ」と総称します。）の取締役、監査役、執行役員および従業員のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間（退職型）」といいます。）、本割当株式（退職型）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

イ．本割当株式（有期型）

対象者は、払込期日から2031年9月17日までの間（以下「譲渡制限期間（有期型）」といい、譲渡制限期間（退職型）と併せて「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式（有期型）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

ア．本割当株式（退職型）

対象者が払込期日から2027年9月17日までの間（以下「対象期間」といいます。）、継続して、当社グループの取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位（以下「本地位」といいます。）にあったことを条件として、譲渡制限期間（退職型）満了時において、本割当株式（退職型）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、対象期間中に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由によりいずれの本地位も喪失した場合、譲渡制限期間（退職型）満了時において、本割当株式（退職型）の全部につき、譲渡制限を解除する。なお、対象者が対象期間中に上記事由以外の事由によりいずれの本地位も喪失した場合、本譲渡制限期間（退職型）の満了時（ただし、当該日が2027年3月期に係る当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）をもって、本割当株式（退職型）の全部につき、譲渡制限を解除する。

イ．本割当株式（有期型）

対象者が譲渡制限期間（有期型）中、継続して本地位にあったことを条件として、譲渡制限期間（有期型）満了時において、本割当株式（有期型）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間（有期型）中、いずれの本地位も喪失した場合、当該喪失の日において、下表記載の払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数に応じた解除割合に、本割当株式（有期型）の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（有期型）につき、譲渡制限を解除する。

払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数	解除割合
36 か月未満	0
36 か月以上 60 か月未満	3 / 5
60 か月以上	1

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、上記（2）アなお書きの場合であって、譲渡制限期間（退職型）満了日が2027年3月期に係る当社の半期報告書の提出日より前の日であるときには、当該半期報告書の提出日）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年8月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である775円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上